

仕 様 書

1 件名

令和6年度練馬区デジタル化体験事業委託

2 委託事業の目的

デジタル化の導入を検討している区内事業者に対して、業務効率化に資するソフトを設定したデジタル機器を無償貸与することで、デジタル化による利便性を体感できる機会を提供し、デジタル化の導入を促進する。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年1月31日

4 履行場所

区指定場所

5 体験事業者数

20者まで

6 体験事業者の要件

原則、以下の条件を全て満たすこと。

ア 新たにデジタル化に取り組む意欲のある事業者

イ 申込時点で、法人は本店または事業所が練馬区内にあり、個人事業主は事業所または代表者住所が練馬区内にあること。

ウ 体験事業の実施場所が練馬区内であること。

7 申込受付期間

令和6年7月1日から必要な期間

8 機器等の貸与期間

3か月

9 貸与機器等

・貸与機器はパソコンまたはタブレットおよびポケット型 Wi-Fi、マウス等周辺機器とし（以下「貸与機器等」という。）、必要なソフトまたはアプリケーション等（以下「ソフト等」という。）を設定し、貸与すること。

・本事業に必要な貸与機器等の調達を受託者が行うこと。

・貸与機器は、1事業者につきパソコンまたはタブレットのいずれか1台とする。

10 ソフト等の分野

ソフト等の分野は、会計・受発注管理・顧客管理・勤怠労務管理とし、原則3種類のソフト等を限度に体験できるものとする。各分野2社以上の製品から、本事業に申し込んだ区内事業者（以下「申込者」という。）が希望する製品を体験できるものとする。

11 委託内容

(1) 概要

受託者は、本事業の申し込み受付を実施し、申込者について、デジタル化する業務およびソフト等を協議のうえ特定し、必要なソフト等を設定した機器の貸与を行う。また、貸与期間中は操作フォローを実施し、貸与期間終了後はアンケート調査等の効果測定を実施する。

<事業の流れ>

- ① 周知
- ② 申込受付
- ③ 申込者への体験決定通知の送付
- ④ 環境確認（申込者への貸与機器等（ソフト等を含む）の提案および特定）
- ⑤ 貸与機器等（ソフト等を含む）の貸与および操作説明
- ⑥ ヘルプデスク等の設置および運用
- ⑦ 機器等の回収
- ⑧ データ削除
- ⑨ 効果測定の実施
- ⑩ ⑧⑨の結果報告書および本業務の実績報告書の提出

※①については、経済課融資係が実施する。

(2) 募集期間

受託者は、令和6年7月1日から募集を開始し、練馬区と協議の上、適切な募集期間を設定すること。

(3) 申込受付

体験の申込は、原則として受託者が電話等により先着順で受け付け、申込書の提出をもって受付完了とすること。

申込書の書式については、体験事業者の要件を満たしていることの誓約および損害賠償に係る事項についての承諾を必須とし、事前に練馬区と協議のうえ決定すること。

なお、申込の状況について、適宜、練馬区に報告すること。

(4) 体験決定通知の送付

受託者は、申込書の内容を確認のうえ、申込者に体験の決定を通知すること。通知の方法は、区と協議の上、決定すること。

(5) 環境確認について

受託者は、原則、体験決定通知の発送日から10営業日以内に申込者と貸与機器等および利用するソフト等を決定するための協議を開始すること。

なお、ソフト等については、原則、3種類のソフト等を限度に体験可能とすること。

(6) 貸与機器等の貸与

ア 貸与機器等

- ・受託者は、貸与する機器に関し、通信機能および ICT 環境の安全性を確保するために必要な機能の搭載を講ずること。
- ・貸与機器等に破損および盗難等が生じた場合は、申込者の過失によるものを除き、受託者側で対応すること。
- ・申込者の過失により貸与機器の破損および盗難等があった場合、申込者負担となる旨を記載した同意書を得ること。
- ・申込者が所有する機器を本事業で使用することは不可とすること。

イ ソフト等

- ・ Google Chrome や Microsoft Edge、Safari などの一般的な Web ブラウザで動作し、貸与機器の OS が求めるスペックで対応できるソフトを選定すること。
- ・受託者は、利用するソフト等について、利用料の有無に関わらず、申込者の希望に沿ったソフト等の選定に努め、アカウント名義は申込者とする。
- ・ソフト等の利用料が発生する場合は、受託者負担とし、貸与期間中の利用料に限り本事業の対象とすること。

ウ 貸与の仕方

- ・受託者は、訪問等により貸与機器等の貸与を行うこと。
- ・貸与の際は、操作説明および貸与期間中のフォロー体制、その他必要な説明を必ず行うこと。
- ・貸与期間は貸与した日を含む 3 か月間以上とすること。
- ・貸与は 10 月中旬までに行うこと。

エ セキュリティ対策

- ・ICT 環境の安全性を確保するために、ウイルス対策等の必要な措置を講ずること。
- ・受託者は、申込者おけるセキュリティ対策をまとめたチラシ等を作成し、上記ウにおける必要な説明として取り扱うこと。

(7) ヘルプデスク等の対応

受託者は、貸与期間中、申込者からの問合せ等に対応できるヘルプデスク等の体制を整備し、問い合わせには真摯に対応すること。また、定期的に申込者の利用状況を確認し、必要なフォローを実行すること。申込者が貸与期間終了後も継続してソフトの利用を希望する場合は、申込者が用意する機器等へのデータの引継ぎ等必要な対応を講ずること。

(8) 機器等の回収

受託者は、貸与期間終了後、配送サービス等を利用して機器等の回収を行うこと。また、機器等が返却されない場合は、受託者において必要な対応を講ずること。

(9) データ削除

受託者は、貸与機器の返却後、貸与機器等のデータ削除を確実にすること。

また、データ削除の完了報告を練馬区に行うこと。

(10) 効果測定の実施

受託者は、体験事業を終了した申込者に対しアンケート調査等を実施し、今後のデジタル化導入の有無および体験事業の効果や課題について分析を行い、結果報告を行うこと。アンケート調査等の内容は、事前に経済課融資係の承認を得ること。

(11) その他

・受託者は、機器貸与の期間終了後、申込者に対し、ソフト等の継続的な利用によるデジタル化を促すこと。また、経済課等が実施するデジタル化関連の施策を説明・紹介し、利用を促すこと。

・受託者は、上記 11（9）（10）について、報告書を作成し、経済課融資係へ提出すること。

・本業務に関する実績報告および履行完了報告は、経済課融資係へ書面で提出すること。

12 契約金額

契約金額には、本契約にかかるすべての費用を含む。

13 賠償責任

委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、区の責めに帰すべき理由により生じたものを除き、受託者がその費用を負担すること。

また、必要に応じて、賠償責任保険等に加入すること。

14 特記事項

(1) 支払いについて

区は、受託者の契約履行についての検査後、受託者から適正な請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(2) 情報資産の取扱いについては、仕様書別紙 1 「情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守すること

(3) 環境への配慮

業務遂行に当たっては、仕様書別紙 2 「練馬区環境方針」の趣旨を踏まえ、環境関連法令の遵守とともに環境負荷の低減に努めること。

(4) 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の推進

仕様書別紙 3 「練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成 28 年 3 月 10 日 練福障第 2089 号）」を踏まえ、練馬区と同等の合理的配慮の提案を行うものとする。

15 その他

(1) 本事業の実施に係る事項（効果測定、実績報告書等）は、練馬区の許可なく使用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(2) 本仕様書に定めのない事項については、練馬区と受託者で協議のうえ、決定する。

(3) 業務責任者について

ア 受託者は、本業務における業務責任者を定め、区に仕様書別紙4「業務責任者選任届」を提出するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

イ 業務責任者は、契約の履行に関し、業務の管理および統括を行う。

ウ 業務責任者は、企業活動のデジタル化に関する知識を有する者とする。

16 担当

練馬区産業経済部経済課融資係 内田・鶴田・横田

電話 03-5984-2673 FAX 03-6757-1013

e-mail KEIZAI02@city.nerima.tokyo.jp